



新型コロナウイルス感染症の状況により、**イベント開催の可否、内容の変更**などがある場合があります。
最新の情報は市ホームページでご確認いただくか、問い合わせ先へご連絡ください。

☎ 問い合わせ先 ☎ 電話番号

浦添市役所 (代) ☎ (876) 1234



▲休日窓口開設

暮らし・環境・福祉

休日窓口開設 3月・4月は市民課窓口が大変混みます

☎ 市民課 (876) 1283

4月は新生活が始まる時期で、転入・転出などの住民異動届の手続きに多くの人が市役所を訪れます。そのため、3月下旬から4月上旬にかけて窓口が大変混み合い、待ち時間が2、3時間になることもあります。

そこで、混雑の緩和と、平日来庁できない人のために休日窓口を開設します。

休日窓口の開設日 3月26日(日)、4月2日(日)

受付時間 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

場所 市役所1階市民課

対象手続き 主に住民票等証明書の交付や住民異動届の受け付けです。詳しくは市ホームページをご覧ください。

引越しのごみの出し方

☎ 粗大ゴミ受付センター (876) 1247

☎ 環境保全課 (876) 1250

ごみ収集は、「燃えるごみ」は週2回、「燃えないごみ」、「有害・危険ごみ」は月2回、「資源ごみ」、「粗大ごみ」は週1回の収集となっています。

引越など、臨時に「ごみ」が出る場合も、通常のごみ収集日に合わせて収集しますので、計画的に出すようお願いいたします。

燃えるごみ、燃えないごみ

指定ごみ袋に入れ、指定収集日に合わせて出してください。袋の数が20袋を超える場合は環境保全課までご連絡ください。

有害・危険ごみ

指定収集日に種別ごとに量、

下水道使用料の改定

☎ 上下水道部経営企画室 (877) 4869

下水道事業の健全で安定的な経営を行い、利用者の皆さまが将来にわたって安心して下水道を使用するために、4月1日から下水道使用料が変わります。4月1日以降の使用分から新料金適用となりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。詳しくは市ホームページをご覧ください。

下水道使用料の改定

▲下水道使用料の改定

サイズに見合った45リットル以内の透明袋に入れて出してください。

※燃えないごみの収集業者と有害・危険ごみの収集業者は別々の業者が収集し、時間も異なります。

資源ごみ

新聞紙、雑誌、段ボール等の紙類やビン、缶、ペットボトル等の容器類は資源ごみです。

粗大ごみ

粗大ごみの回収は事前に申し込みが必要です。引越越しシズンは受け付けが大変混み合いますので、早めに申し込みください。

テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは家電リサイクル対象品のため市では収集ができません。まずは購入先に引き取りを依頼してください。購入先が不明または廃棄等で存在しない場合は、市の許可業者に引き取りを依頼するか、指定引き取り場所へ自己搬入してください。

■家電許可業者(引き取り)

① 浦添市清掃事業協同組合 ☎ (877) 2750

② 丸一商会 ☎ (876) 1245

③ 家電許可業者(自己搬入)

① 拓南商事(株) ☎ (934) 8010

場所 うるま市洲崎8番地2

② 沖縄西濃運輸(株) 豊見城物流センター ☎ (970) 4362

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の猶予・減免

☎ いきいき高齢支援課 (876) 1291

65歳以上の第1号被保険者で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、介護保険料の納付が困難な場合は、介護保険料の納付の猶予、または減免を受けられる場合があります。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

車種	受付場所
・原付バイク(50cc～125cc) ・小型特殊自動車 ・ミニカー	浦添市役所 市民税課 軽自動車税係 ☎ (876) 1273
・軽自動車	軽自動車検査協会 ☎ 050(3816)3126
・二輪 (126cc 以上)	陸運事務所 ☎ 050(5540)2091

税金・保険・年金

乗っていないバイクや軽自動車は3月末までに抹消を！

☎ 市民税課 (876) 1273

軽自動車税(種別割)は毎年4月1日時点にバイクや軽自動車を所有している人に納税義務があります。登録・名義変更・住所変更・廃車などの手続きは3月末までに済ませましょう。

車種により問い合わせ窓口が異なります。左の表でご確認ください。

令和5年度の納税通知書の発送

☎ 資産税課 (876) 1276

☎ (876) 1278

固定資産税の納税通知書は4月初旬に発送します。納税通知書が届いたら内容の確認をお願いいたします。納税通知書が届かない場合は、資産税課まで問い合わせください。

縦覧できる人	●市内の土地または家屋の納税者・納税管理人 ●代理人(納税者からの委任状が必要です)
縦覧場所	浦添市役所2階 資産税課窓口
縦覧期間	4月3日(月)～5月1日(月)(土日・祝日を除く)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分(正午～午後1時を除く)
必要なもの	納税通知書または運転免許証などの本人確認ができるもの ※代理人が縦覧する場合は上記に加え委任状
手数料	無料

土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

☎ 資産税課 (876) 1276

☎ (876) 1278

地方税法第416条第1項の規定により、令和5年度土地および家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。縦覧帳簿には、市内にある土地・家屋の価格等が記載されています。この機会にご自身の資産と他の資産を比較して、その資産が適正に評価されているかご確認ください。

※期間を過ぎると縦覧できなくなります。縦覧帳簿のコピーや写真撮影はできません。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

令和4年度後期高齢者医療保険料の納め忘れはございませんか？

☎ 国民健康保険課徴収係 (876) 1286

令和4年度後期高齢者医療保険料第9期の納期限は3月31日(金)です。納め忘れにご注意ください。

3月1日からWeb口座振替受け付けサービスを始めました！

お問い合わせ

納税課 ☎ (876) 1271
国民健康保険課 ☎ (876) 1717
いきいき高齢支援課 ☎ (876) 1291
こども未来課 ☎ (876) 1281
上下水道部 営業課 ☎ (877) 4869

パソコン・スマートフォン・タブレット端末などからインターネットを利用して、口座振替の申し込みができるサービスです。市役所や金融機関窓口へ向う必要もなく、書類の提出も不要です。
※法人は対象外です

■対象の科目

市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育所保育料等、水道料金・下水道使用料

▲取扱金融機関などはこちら